

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく「貨物の積卸場所」及び「船用品及び携帯品の積卸場所」について、平成30年6月29日をもって下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

【変更前】

1 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新港ふ頭－12m岸壁（新港1号）（全長300m）	下関市長州出島1番地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新港ふ頭－12m岸壁（新港1号）（全長300m）	下関市長州出島1番地先	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。

【変更後】

1 貨物の積卸場所（船用品及び携帯品を除く。）

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新港ふ頭－12m岸壁（新港1号） <u>（全長410m）</u>	下関市長州出島1番地先	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新港ふ頭－12m岸壁（新港1号） <u>（全長410m）</u>	下関市長州出島1番地先	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。

平成30年6月29日

下関税関支署長 児玉 竜太郎